

2024年度の障害者虐待の状況について（速報値）

※数値については速報値であり、今後、精査により変動する場合があります。

（1）2024年度における障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

2024年4月1日から2025年3月31日までの本県の障害者虐待の状況については、相談・通報・届出件数が合計1,308件であり、うち虐待と判断された件数は417件だった。

虐待類型別の件数は表1に示すとおりで、「養護者による障害者虐待」（以下、「養護者虐待」という。）に関する相談等が最も多く全体の52.9%を占め、次いで障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待となっている。

虐待と判断された417件の内訳においても、養護者虐待が最も多く、全体の58.0%を占め、次いで、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下、「施設虐待」という。）、使用者による障害者虐待（以下、「使用者虐待」という。）となっている。

養護者虐待及び施設虐待では、「虐待判断件数」が前年度より増加している。

使用者虐待は、「相談・通報・届出件数」「虐待判断件数」ともに例年と同程度となっている。

表1 2024年度の市町村等への障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

	養護者			施設従事者			使用者			合計	
	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数
2024年度	704件	242件 (調査中49件除く)	34.4%	498件	156件 (調査中51件除く)	31.3%	106件	19件 (調査中21件除く)	17.9%	1,308件	417件
2023年度	655件	205件	31.3%	519件	116件	22.4%	98件	20件	20.4%	1,272件	341件
2022年度	559件	160件	28.6%	360件	71件	19.7%	112件	31件	27.7%	1,031件	262件

※年度をまたいで虐待を判断した件数を含む。

※2024年度の数値は速報値であり、今後、精査により変動する場合があります。

(2) 虐待と判断された事案における被虐待者の障害種別 (表2)

養護者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が133人と最も多く、次いで、知的障害が91人となっている。
 施設虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、知的障害が138人と最も多く、続いて身体障害、精神障害となっている。
 使用者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が最も多く、続いて知的障害、身体障害となっている。

表2 虐待類型別の被虐待者の障害種別 (人)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他 ・不明	虐待判断件数
養護者	45 (40)	91 (83)	133 (88)	7 (5)	7 (3)	242件 (205)
施設	41 (171)	138 (599)	40 (210)	3 (17)	5 (14)	156件 (116)
使用者	3 (4)	7 (10)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	19件 (20)
計	89 (215)	236 (692)	183 (308)	12 (24)	12 (17)	417件 (341)

※括弧内は2023年度の件数 (以下同様)

※重複障害者は二重計上しており、また、1件に複数の被虐待者が含まれる場合があるため、虐待判断件数とは合致しない。(以下同様)

(3) 虐待と判断された事案における虐待種別

虐待と判断された事案における虐待種別は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任、性的虐待となっている(表3)。
 虐待類型別の虐待種別を見ると、養護者による虐待においては身体的虐待、施設従事者による虐待においては身体的虐待と心理的虐待の割合が高い。

表3 虐待と判断された事案における虐待種別 (人)

	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	虐待判断件数
養護者	180 (146)	3 (1)	52 (61)	16 (17)	31 (19)	242件 (205)
施設	84 (50)	11 (8)	81 (43)	15 (10)	15 (29)	156件 (116)
使用者	1 (2)	0 (1)	3 (7)	0 (0)	15 (14)	19件 (20)
計	265 (198)	14 (10)	136 (111)	31 (27)	61 (62)	417件 (341)

(4) 養護者による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、警察が最も多く345人、相談支援専門員139人、次いで施設従事者、本人となっている(表4-1)。

警察からの通報の内訳としては、本人が最も多く237人、家族・親族35人、次いで虐待者自身となっている(表4-2)。

表4-1 相談・通報・届出者の内訳

(人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設従事者	虐待者自身	警察	市町村職員	その他・匿名	不明	合計
89 (81)	14 (20)	8 (8)	0 (2)	27 (29)	0 (0)	139 (104)	96 (74)	0 (1)	345 (292)	14 (21)	23 (30)	0 (7)	755 (669)

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表1とは合致しない。

表4-2 「警察」の内訳

(人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設従事者	虐待者自身	市町村職員	その他・匿名	不明	合計
237 (185)	35 (44)	20 (12)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	30 (16)	3 (7)	15 (22)	0 (5)	345 (292)

②被虐待者から見た虐待者の続柄(虐待と判断された事案)

虐待をした養護者は、親(父、母)が45.1%を占めている(表5)。

表5 被虐待者から見た虐待者の続柄(虐待と判断された事案)

(人)

父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟・姉妹	その他	虐待判断件数
52(56)	64(55)	49(36)	10(8)	11(4)	4(3)	38(29)	29(24)	242件(205)

※複数の養護者からの虐待は二重計上しているため、表1とは合致しない。

※「その他」については、交際相手、義父・義母、叔父、甥、元配偶者、内縁の夫・妻、同居人等が含まれる。

③被虐待者の性別（虐待と判断された事案）

被虐待者の性別は、女性が62.4%を占めている（表6）。

表6 被虐待者の性別（虐待と判断された事案） (人)

男性	女性	不明	虐待判断件数
91(72)	151(133)	0(0)	242件(205)

④被虐待者の年齢（虐待と判断された事案）

被虐待者の年齢は、幅広い年代にわたっている（表7）。

表7 被虐待者の年齢（虐待と判断された事案） (人)

～17歳	18・19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	虐待判断件数
0(0)	14(11)	31(30)	20(18)	27(13)	25(22)	21(16)	20(25)	27(22)	27(28)	16(19)	1(1)	0(0)	242件(205)

⑤虐待に対する対応状況（虐待と判断された事案）

虐待と判断された事案のうち、31.4%は分離を行った。60.3%は分離を行わなかった（表8）。

表8 虐待に対する対応状況（虐待と判断された事案） (人)

分離を行った	分離を行わなかった	その他(同居していなかった等)	検討中	虐待判断件数
76(62)	146(104)	11(27)	9(12)	242件(205)

⑥分離を行った事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

分離を行った事案の対応は、契約による障害福祉サービスの利用開始が最も多かった（表9）。

表9 分離を行った事案の対応の内訳（虐待と判断された事案） (人)

契約による障害福祉サービス	やむを得ない事由による措置	市町村独自事業による一時保護	医療機関への入院	その他	計
30(32)	6(2)	1(4)	13(12)	26(12)	76(62)

※「その他」については、賃貸住宅や実家、親族宅への転居、虐待者の転居・逮捕拘留、施設入所等が含まれる。

⑦分離を行わなかった事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

分離を行わなかった事案の対応で最も多かったものは、養護者に対する助言・指導であった（表10）。

表10 分離を行わなかった事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

（人）

養護者に対する 助言・指導	養護者が介護負担 軽減等の事業に参加	新たな障害福祉 サービスの利用	サービス等利用 計画見直し	障害福祉サービス 以外を利用	その他（成年後見制度 利用等）	見守り	分離を行わなかった
96(86)	5(3)	9(18)	19(16)	4(4)	14(11)	20(72)	167(210)

※複数の対応をしている場合は二重計上しているため、合計数は合致しない。

⑧分離を行わなかった事案の対応における「見守り」の内訳（虐待と判断された事案）

表11-1 頻度

1回/1週間	1回/2週間	1回/1か月	不定期	その他
3(0)	3(1)	0(0)	5(30)	7(2)

表11-2 主体

市町村職員	民生委員	訪問看護職員	その他
9(19)	0(0)	2(2)	9(14)

※「その他」については、相談支援専門員、後見人、虐待防止センター職員（委託）、ヘルパー等が含まれる。

表11-3 方法

訪問	来庁	電話	その他
9(4)	0(1)	4(5)	6(23)

※「その他」については、施設や対象の家庭を訪問する職員へ状況の変化があれば連絡をもらえるよう依頼、関係機関との情報共有等が含まれる。

表11-4 結果

再発していない	再発したため、 別の対応をとった
17(32)	0(1)

(5) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、当該施設・事業所職員が151件、行政職員が97件、相談支援専門員が74件となっている。当該施設・事業所（設置者・職員・元職員・利用者）からの相談・通報は、警察への相談・通報を合算すると全体の40.5%であった（表12-1・表12-2）。

表12-1 相談・通報・届出者の内訳

(人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所設置者	当該施設・事業所職員	施設・事業所元職員	施設・事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	警察	その他・匿名	計
60(49)	45(40)	9(12)	74(49)	70(67)	151(117)	28(30)	7(7)	30(18)	97(51)	6(2)	55(86)	632(335)

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表1とは合致しない。

表12-2 「警察」の内訳

本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所設置者	当該施設・事業所職員	施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	その他・匿名	計
1(1)	3(0)	1(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	6(2)

②障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別（虐待と判断された事案）

事業種別ごとの件数は、共同生活援助が最も多く79件で、次いで、生活介護、障害者支援施設となっている（表13）。

表13 事実確認調査の対象となった障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別（虐待と判断された事案）

(件)

障害者支援施設	生活介護	共同生活援助	短期入所	児童発達支援	放課後等デイサービス	就労継続支援A型	就労継続支援B型	居宅介護	その他	虐待判断件数
16(8)	20(13)	79(67)	4(3)	3(0)	15(8)	1(2)	9(8)	2(3)	7(4)	156(116)



介護サービス包括型	外部サービス利用型	日中サービス支援型
37(16)	7(5)	35(46)

③虐待者の職種（虐待と判断された事案）

虐待と判断された事案における虐待者の職種の内訳は、生活支援員が45人で最も多く、世話人が35人となっている（表14）。

表14 虐待者の職種（虐待と判断された事案）

（人）

サビ管	管理者	医師	設置者・ 経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	世話人	相談支援 専門員	地域移行 支援員	指導員
14（6）	26（12）	0（0）	4（30）	4（2）	45（48）	0（4）	2（0）	35（12）	0（0）	0（0）	2（2）
保育士	児童発達支援 管理責任者	児童指導員	栄養士・ 調理員	訪問支援員	居宅介護 従業者	重度訪問介護 従業者	行動援護 従業者	同行援護 従業者	その他 従事者	不明	虐待判断件数
6（0）	1（0）	3（5）	0（0）	0（0）	2（3）	0（0）	0（0）	0（0）	7（7）	18（3）	169（116）

※虐待者が兼任している場合は、二重計上しているため、虐待判断件数とは合致しない。

(6) 使用者による障害者虐待

①業種別の虐待と判断された事案の件数

業種別の虐待と判断された事案の件数は、製造業が最も多く7件となっており、就労継続支援A型事業所は4件あった(表15)。

表15 業種別の虐待と判断された事案の件数

(件)

農業、 林業	漁業	鉱業、 採石 業、砂 利採取 業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業・小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	サービ ス業	教育、 学習支 援業	医療・ 福祉	公務	分類不 能の産 業	不明	計	うち、 就労継 続支援 A型
0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	7 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (8)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (20)	4 (11)

②被虐待者から見た虐待者の身分(虐待と判断された事案)

虐待と判断された事案における被虐待者から見た虐待者の身分は、事業主が主なものとなっている(表16)。

表16 被虐待者から見た虐待者の身分(虐待と判断された事案)

(人)

事業主	所属の上司	所属以外の上司	その他	不明	計
16 (18)	1 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	19 (20)

③被虐待者の雇用形態(虐待と判断された事案)

表17 被虐待者の雇用形態(虐待と判断された事案)

(人)

正社員	パート・ アルバイト	派遣労働者	期間契約社員	その他	不明	計
10 (7)	6 (11)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	3 (6)	20 (26)

※同一事案に対して、複数の被虐待者がいる場合があるため、表1とは合致しない。